

## 第5回 三河家住宅保存活用検討委員会 議事録

開催日時：平成25年12月19日（木）午後2時～4時

開催場所：徳島市役所11階 教育委員会室

出席委員：7名

山中英生委員、玉有繁委員、清水真一委員、坂田千代子委員  
梯学委員、金森直人委員、矢部洋二郎委員

欠席委員：2名

中村英雄委員、上野静夏委員

指 導：徳島県教育委員会教育文化政策課 山田正之、林 賢彦

調査報告：公益財団法人文化財建造物保存技術協会 小林裕幸、齋賀栄二郎

事務局職員：4名

社会教育課 松平芳典社会教育課長  
杉本正春社会教育課長補佐  
勝浦康守主任主査兼文化財係長  
宮城一木文化財係主事

徳島城博物館：瀧山雄一

### 議事内容

- 1 開会  
山中英生委員長よりあいさつ  
松平芳典社会教育課長よりあいさつ
- 2 議題
  - (1) 計画の概要について
  - (2) 環境保全計画について
  - (3) 防災計画について
  - (4) 活用計画について
- 3 閉会

【協議事項】

事務局：これまで保存活用の4本柱であります保存管理計画、環境保全、防災計画、それと活用計画について検討を進めていただいておりますが、その内、保存管理計画につきましては、建物の整備年代観、保護の方針等の内容において、概ね合意をいただいております。本日は、保存管理計画以外の「計画の概要」「環境保全計画」「防災計画」、それから「活用計画」については部分ですが、活用の基本方針についてご検討をお願いします。

事務局：なお、保存活用計画策定につきましては、本年度策定の予定で進めてまいりましたが、前回の検討会において、文化庁調査官から三河家住宅内にある家具類の調査についての指導があり、平成26年度に家具類の調査を実施することになりました。その調査成果を活用計画に反映させたいと考えておりますので、本計画の策定につきましては、1年順延となります。「家具類調査」ということで、資料を1枚を用意させていただいておりますが、これにつきましては、後ほど説明させていただきます。

事務局：資料にもとづき「計画の概要」「環境保全計画」「防災計画」について説明。

委員：全般的によくできていると思います。幾つか気になる所と質問をさせていただきます。「戦争遺産」という言い方ですが、戦禍を免れたものに対して「戦争遺産」という言い方が適切であるのかなと思います。戦禍を免れたということは確かですが、それを「戦争遺産」と呼ぶのは馴染み難いのではないかと感じました。質問ですが、「計画の概要」の計画区域は指定範囲と市が所有する土地の範囲は同じですか。

事務局：同じです。

委員：p7に「保全区域、整備区域は該当しない」p8に「保存建造物、保全建造物は該当しない」とありますが、これはその通りですが、いきなり、この指針だけを見た時に何のことかわからないので、別途に指針があって、知識のない人が見た時にもわかるようなかたちにいただければいいかなと思います。

委員：保全区域、整備区域の定義はどうなのですか。計画区域は保存区域に一致するので、保全・整備区域はないということですか。保全・整備区域というのは、どういうことをしないことというのはあるのですか。

文建協：所有者が所有している敷地を計画区域とし、実質的な行為ができる場とします。三河家住宅については、敷地と建物、つまり文化財であるものだけで構成されていますので、保全とか整備区域はなくなります。もっと広い土地に文化財の建物がポツンとあって、建物の直近については保存だけれど、周辺はもう少し柔らかく文化財の建物の景観を壊さないようにということで「保全」という言葉を使っているのが通常です。

事務局：平成11年に文化庁が保存活用計画策定指針を出しておりまして、その中に保存区

域、保全区域、整備区域という文言があります。保全区域については保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。また、整備区域については、重要文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域であるとしています。

委員：建造物の区分でも該当しないということについて説明していただけますか。

事務局：保存建造物は重要文化財以外の建造物で、たとえば、県指定や市指定建造物が該当します。保全建造物は保存建造物以外で歴史的景観や環境を構成する要素として必要な建物です。三河家住宅の場合は、重要文化財建造物以外の建造物はありませんので、保存・保全建造物については該当なしとなります。

委員：置物も建造物に入るのでですか。撤去してもいいのですか。

文建協：建造物という区分ではなく、その他の構成要素という言い方がいいです。三河家住宅が三河義行の嗜好がよく反映されている建物とするなら、その他の構成要素についても同等に考えるのがよいと思われます。積極的に撤去するというのは望ましくないのですが、当初からあったものかどうかということとはわかり難いです。

委員：計画の概要に、文化財の価値に「生活史的価値」「都市形成史上の価値」が、はっきりと位置付けられたことは良かったと思います。この文化財の価値をどのように押さえていくかということが、活用の方針の基本に位置することになると思いますので、非常に重要な書き込みであると評価できます。ただ、この部分の具体的な書きぶりについては、もう少し整理したほうがいいのかと思います。意匠的価値と芸術的価値、個性的価値がやや相互に入り組んでいるのかなと思います。文化財の価値(5)～(7)についても同じように感じます。

確認なのですが、(3)の芸術的価値にユーгентシュティルの建築として評価が記載されていますが、たとえば「我が国における受容を証明することができる貴重な建築物である」という文言を入れることができるのでしょうか。つまり、徳島中でとどまった評価ではなく、日本全体の建築史において芸術運動の受け入れを証明するということができるのかどうかということです。

文建協：木内豊次郎というのは、そのような建築家の運動の中に関わっていた人物としては、カウントされていません。そういう意味では、ユーгентシュティルというものをとりあげようとする、もう少し広い文脈から拾っていかなくてはならないし、今まで価値付けされているものではないので少し難しいです。

委員：希望として、発見や掘り起こしはないのでしょうか。孤立的な技術ではなく、日本全体の中で木内豊次郎も位置付けられたという。

委員：だぶん、時代の寵児という中で、反映しているという要素はあるかと思いますが、非常に重要な研究テーマをここに盛り込むというよりは、むしろ活用の中で、たとえば、企画展のような中でこの住宅の価値を明らかにしていくというのがいいのかなと思います。

委員：できれば、もう少し広い文脈の中で三河家住宅の存在を。ユージェントシュティルについてもう少し解説をいれていただいた方が、みなさんにとっても親しみがあるのかなと思います。この時期のヨーロッパでの時代背景、みなさん、アールヌーボーぐらいしか知らないのかなと思います。

委員：防災計画の p18 に 5-4 その他の災害対策というのがありますが、これは 5-2 耐震対策の中に含まれるような性格のものではないでしょうか。

事務局：5-2 耐震対策の中にもっていくことができるかと思います。

委員：前回、保全計画の中の眺望・景観のことで提案させていただいたのですが、たくさん色々な所に散りばめていただきありがとうございます。「新町川を活かした景観が重要である」と書かれています。景観の場合、どの視点場を重視すべきかがよく議論される訳で、道からの景観もありますし、対岸からの景観もありますし、遊覧船からの景観というのが、現在、よく議論されていると思うのです。そのあたりをしっかりと書いておいていただくと守るべきものが出てくるのではないかと思います。鉄道高架と隣接地のことが書いてありますけど、県有地の駐車場も保全をしていただかないといけない場所になります。県有地だから大丈夫だと思われるかもしれませんが、眺望を妨げるようなものの設置はしてほしくないということを示しておいた方がよいのかもしれませんが。公共用地については、バッファゾーンの要素を入れればいいのですが、ここまでが限界ですかね。

委員：書きぶりの問題であり、県の方も答え難いと思います。

県教委：駐車場ですか。ちょっと担当部署が違うので。

委員：川の駅の検討は進んでいのですか。

事務局：川の駅は三河家住宅前にはないです。県庁前の予定です。対岸にもないです。

委員：北側は何メートルぐらい削られているのですか。

事務局：現在の市道の半分ぐらいは、三河家住宅の敷地であったと思われます。

委員：現在の北側の塀は、移動したということですか。

事務局：移動しています。

委員：JRの橋台部ぐらいの幅ですね。

委員：環境保全計画の P11 の玄関先の棕櫚が大きくなっているとありますが、整備後のイメージはどのようなものですか。台風で倒木するというのはわかり易いのですが、当初と景観が変わっているのに元に戻すという書き方をされているのですが。

事務局：現在の大きくなった棕櫚の代わりに低木の棕櫚に植え替えるというのがいいのかなと思います。

委員：非常に絶妙な書きぶりですよ。よくぞこのように書いたかという感じで感心していたのですが。

委員：樹木が大きくなるのは当然で、大きくなったことで景観が変わったので元に戻すというのは通常の手法ですか。景観に悪い影響を及ぼしているのでしょうか。

文建協：庭を作る時は、樹木が大きくなるのは理解しているのでしょうか、どの大きさが適正であるかということ庭師は考えながら植えています。現状を見る限り、門に入って直接玄関が見えないくらい大きくなっている、景観的にも建物と庭という関係性から考えると、少し異常な状態であるという考え方もあります。庭の修理においても、そのようなことが明らかになった場合には、大きくなり過ぎた木は、元の形の木に置き換えるというのは文化財の修理でもやっていることです。倒木を理由にすると納得できるでしょうけど、景観的なことも文言としては入れておきたいと思います。庭に樹木を植える段階で建物と庭がどのようにみえるかを庭師は考えていたでしょうし、植え始めの時に、やがて大きくなるからということで小さな木を植えている訳でもないです。ある程度、こういう風に見せたいということで植えていると思うので、古写真のような状況がほぼ完成形に近い姿であると言ってもいいと思います。

委員：見通しを避けるという意味があったのかもしれませんが、逆に幹だけが伸びてしまい、当初狙った効果がなくなっているという感じです。棕櫚もこの時期の上層階級の流行です。

事務局：活用計画の基本方針について、資料にもとづき説明。

委員：活用の基本方針1は、昭和初期という時代背景、ユージェントシュティルという芸術性活動を時代背景とする特殊な建物の価値を使いましょう。2はそれを見せるだけではなく楽しむことのできる空間としましょうということよくわかります。3は難しく、そこに外のまちづくりをつなげれば何が出てくるのかという話だと思います。戦災復興とかもありますが、もっと重要なのは川との関係で、三河家住宅の場所性の意味として、川を活かしたまちづくりをしようとしている徳島市としては、やはり川との関係が重要だと思います。川を見る場でもあり川から見られる場でもあるということ、それがまちづくりの場所としてのイメージを重要にすると思います。

事務局：戦災復興計画の中で現代の徳島市のまちづくりが行われ、色々なまちづくりの資産、たとえば、ひょうたん島界限もそうでしょうし、現在、徳島市がそのような資産をもう一度再生し、復活し活用しようとしている。そして市民活動との連携が中心市街地では起こっている。そのような活動との連携も視野に入れることで、普段は文化財建造物にあまり興味や関心を示すことのない人びとも取り込めるような活用を目指すことができると考えています。

委員：三河義行や木内豊次郎について、ご子息の方がおられると思いますが、どこまで踏み込んでいいのですか。モラエスの場合、斉藤家と切り離せないのですが、斉藤家にどんどん入り込みたいという人たちがいるのですが。三河家住宅となるとやはり三河氏のどこまでの了解がえられるのでしょうか。

委員：先程の事務局の説明では、属人性というよりもむしろその時代背景みたいな所が

価値であり、三河義行はその時代の代表的な一人の人物であって、属人性に偏るものではないと思うのですが。

事務局：実際、三河義行や木内豊次郎に入り込めないというのが実情で、それらを代表するのが三河家住宅だと思います。あの住宅から想像できるおもしろさなどは、三河義行や木内豊次郎の人間性を表現するものだと思います。

委員：あの時代の自由さ、思考性を感じ取るということだと思います。

事務局：そのようなことを学び、現代の人々が咀嚼しながら新しいものを創ることができるような基盤となるような場としたいです。

委員：三河義行と木内豊次郎の二人の記念館というようなことはないのですか。

事務局：そのようなことは想定していません。

委員：現段階では自由な活用の発想を妨げないということでもいいですか。

事務局：活用については、大きな方針の中でできることについて進めていければいいと思います。身動きがとりやすいように、ただし、的は外していないですというような所を基本方針に置いておきたいです。

委員：市民に公開して見てもらい、活用して何かをするということ。あと、まちづくりとの連携を基本とするということなら、あまり制約したものではないので、この基本方針でいいと思います。

委員：前回の資料の中で、活用計画のコンセプト案が示されていましたが、コンセプトというものを書き込む予定ですか。

事務局：前回のコンセプトについては、基本方針の中に組み入れています。

委員：はっきりとしたコンセプトを考えず、ストレートにださないということですね。

事務局：そうです。

委員：客観的に、使う側からしますと場所的におもしろさは魅力的かなと思います。色々なルールづくりはこれからしていくのでしょけれど、色々な人がそこで発表でき、これじゃないとだめだとか、あんまり制約を付けてしまうと、ここの活用で創造をコンセプトにするのであれば、非常に貧素なものになってしまうのかなと思います。先程、お話しがあったように、幅の広いもので、活用してこんな楽しいことができるということを使う側は考えます。やりたいことはいっぱい思い付くので、あとはルールをどうするかです。

委員：細かなルールづくりが必要ですね。市民に活用してもらおうということからも。

委員：保存や保全だけなら公開してみてもらっただけでもいいけれど、まちづくりやここに足を運んでもらおうとすると、この中でできるコンテンツをいっぱい集めて、この中でできることをすることが建物としての活用効果は高いと思います。

委員：展示だけでは、人は集まらないでしょうし、滞在時間は極めて短いでしょうね。

委員：あそこだけで人を集めるというのは難しいので、連携が必要でしょう。鉄道高架が考えられていますが、あのあたりも入ってくるのですか。

事務局：対象区域です。

委員：阿波富田駅を少し移動して駅舎とくっつけるとか。そういう連携もどうですか。

委員：活用を考えていく場合、この建物の容量が大きくないという制約があります。保存管理の面からもよりよい方向を考えていくということになります。色々なアイデアを盛り込むのではなく、さまざまなイメージや夢を絞り込むことで、逆転の発想ということもあるのではと思います。

委員：住宅の家具の調査はいつ頃までにできるのですか。

事務局：平成 26 年度になります。

委員：家具の調査というのは何をするのですか。

事務局：資料にもとづき説明

委員：活用のコンセプトとうまくマッチしそうな、あの時代性を見せるような価値のある家具がどのくらいあるかというのが議論の大切な所です。

委員：昭和初期の雰囲気をもどき戻せるかということは、結構、鍵になります。それによって、あるエリアしかできないとか、その見極めですね。どのエリアぐらいまでというのが見えるかどうか、しかもどんな形で構成するのが見れば、後は決まってくるということですね。あと、使う側で問題になるのがルールづくり、他の事例を調べていただいて、ここで提示してくれるほうが議論し易いかもしれません。

委員：スペースがせまいので、他で活用例というのは見だし難いかもしれないです。

委員：おっしゃるように、たくさんの方が来るという場所ではなくて、少ないけど、長く居ることができるということだと思います。数十人と集まると、居る場所がないという空間ですね。最近はお洒落で小分けな空間を使うということもあるので、誰かが居て何かをしているということだと思います。

委員：建物の価値とか生活史的価値とか、プレゼンができるかということも大切だと思います。

事務局：本日いただきました意見にもとづき、各計画の文言等について修正します。活用計画については、基本方針まではご了承いただいたということになります。今後、家具調査がありますので、それを踏まえて次回の開催については、事務局の方で検討させていただきます。

委員：スケジュールについては、事務局にお任せします。

議題について協議し、第 5 回三河家住宅保存活用検討委員会を終了した。